平成２８年（フ）第２５５６号
兵庫県尼崎市西難波町１－１ルゼフィール立花２号棟704、開始決定時大阪市西淀川区御幣島２丁目９番11号　クレアみてじま603号室
破産者　新井　成一
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４６号
大阪府門真市栄町１番６―1108号
破産者　**德**本　忠勝
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８０９号
大阪市生野区小路東２丁目17番20号、事業所所在地大阪市生野区巽北４丁目13番21号
破産者　串かつ「川原田」こと　宮田　寛行
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１０１号
大阪府吹田市新芦屋下１番28号
破産者　鳥居本聖太
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６６号
大阪府東大阪市日下町２丁目12番８号、前住所大阪府東大阪市中石切町４丁目９番36号
破産者　ホリインテリアサービスこと堀建装こと　堀　　洋和
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８２号
大阪府守口市寺方本通２丁目５番11号
破産者　梅崎　未**廣**
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８３号
大阪府守口市寺方本通２丁目５番11号
破産者　梅崎マサヱ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５０５号
堺市東区白鷺町２丁６番８―306号
破産者　髙橋　　力
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８５号
大阪府豊中市庄内栄町４－５－８、開始決定時大阪府豊中市東豊中町５丁目20番７―28号
破産者　森下　由美
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１６号
大阪府寝屋川市清水町29番４号
破産者　三上　美鳥（旧姓林）
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２５０号
大阪府高槻市大蔵司３丁目13番６号
破産者　髙谷　和子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３９０号
大阪市西区川口２丁目３番26―1404号
破産者　西川　武男
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３９４号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目９番地の18
破産者　津田　　勉
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４３７号
大阪市東淀川区瑞光１丁目８番９号　瑞光ハイツウエスト　302号
破産者　松山　和美
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番16―803号
破産者　藤村　聖一
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４号
大阪市港区市岡元町２－３－21　広田マンション303、住民票上の住所堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁８番１号
破産者　エイシアこと　中辻　直司
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８号
大阪府茨木市真砂２丁目16番19号　辻田ロイヤルビル　401号
破産者　池田　光一
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１号
兵庫県芦屋市船戸町７番５―204号、住民票上の住所大阪市生野区鶴橋１丁目７番８号
破産者　野山勝博こと野山忠克こと　宋　　建徳
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部